

## 地域防災計画への記載例

### 1 指定地方行政機関としての業務

「防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」等への記載例

機関名	事務又は業務
北海道総合通信局	(1) 災害時における通信の確保に関すること及び非常通信の訓練、運用、管理を行うこと。 (2) 非常通信協議会の運営に関すること。

### 2 支援内容

「通信途絶時等における措置」等への記載例

#### (1) 北海道総合通信局の対応

北海道総合通信局は、防災関係機関から、●から▲までに掲げる各通信系をもって通信を行うことができない又は著しく困難である旨の連絡を受けたときは、通信の確保を図るため、速やかに次の措置を講ずるものとする。

ア 貸与要請者あて、移動通信機器の貸出

イ 無線局の免許等の臨機の措置（無線局の免許等に必要な申請手続き及び当該申請に係る処分について、口答又は電話等迅速な方法で行い、所定の様式による手続きは、後刻可及的速やかに遡及処理する措置）

#### (2) 防災関係機関の対応

防災関係機関は、(1)の措置を希望する場合は、次に掲げる事項を北海道総合通信局に連絡するものとする。

ア 移動通信機器の借受を希望する場合

(ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所

(イ) 借受希望機種及び台数

(ウ) 使用場所

(エ) 引渡場所及び返納場所

(オ) 借受希望日及び期間

イ 臨機の措置による手続きを希望する場合

(ア) 早急に免許又は許可等を必要とする理由

(イ) (ア)に係る申請の内容

#### (3) 連絡先

総務省北海道総合通信局防災対策推進室（直通電話） 011-747-6451

### 3 「指定地方行政機関一覧」等への記載例

北海道総合通信局 防災対策推進室

電話：011-747-6451

FAX 番号：011-709-2481

〒060-8795 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第一合同庁舎

#### 【補足】

本記載例は、北海道地域防災計画の本編及び資料編への記載内容を記述しております。

- 1 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱（記載場所：本編 第1章 総則）
- 2 通信途絶時等における措置（記載場所：本編 第5章 災害応急対策計画）
- 3 連絡窓口（記載場所：資料編 指定地方行政機関一覧）